

令和 6 年度

益田市定期監査報告書

益田市監査委員

目 次

第1 監 査 の 種 類	1 頁
第2 監 査 の 範 囲	1 頁
1 対象事務事業	1 頁
2 対象課等	1 頁
第3 監 査 の 期 間	1 頁
第4 監 査 の 方 法	2 頁
1 対象課等から提出のあった監査資料	2 頁
2 説明を聴取した事務・事業等	2 頁
第5 監 査 の 要 点（監査重点項目）	3 頁
1 令和6年度一般会計予算執行状況 （4月1日から12月31日まで）	3 頁
2 令和5年度一般会計補助事業に関する事務	3 頁
第6 監 査 の 結 果	3 頁～15 頁
1 令和6年度一般会計予算執行状況 （4月1日から12月31日まで）	3 頁～12 頁
2 令和5年度一般会計補助事業に関する事務	13 頁～15 頁
第7 監 査 の 結 果 に 基 づ く 監 査 意 見	16 頁～17 頁
1 令和6年度一般会計予算執行状況 （4月1日から12月31日まで）	16 頁
2 令和5年度一般会計補助事業に関する事務	16 頁～17 頁

（注解）

- 1 各表中、収入（執行）率の数値は、小数点第2位を四捨五入した。
- 2 各表中の符号「－」は、該当数値等のないものである。

令和 6 年度 益田市定期監査報告書

益田市監査委員 原 伸 二

益田市監査委員 大 賀 満 成

第 1 監査の種類

定期監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理について、これらが適正に行われているかどうかを監査するものである。

第 2 監査の範囲

1 対象事務事業

- (1) 令和 6 年度一般会計で、【表 1】に示す対象課等が所管する令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの間の予算執行（歳入、歳出、補正及び充流用等）に関する事務
- (2) 令和 5 年度一般会計で、【表 1】に示す対象課等が所管する歳出科目第 18 節「負担金、補助及び交付金」のうち補助事業に関する事務

2 対象課等

【表 1】

部名	課・室名等	課等の数
福祉環境部	保険課	11
	子ども福祉課	
	子ども家庭支援課	
	子育て支援センター	
	健康増進課（地域医療対策室含む。）	
	福祉総務課	
	障がい者福祉課	
	高齢者福祉課	
	環境衛生課（カーボンニュートラル推進室含む。）	
	久城が浜センター	
	人権センター	

第 3 監査の期間

令和 7 年 1 月 21 日（火）から 同年 2 月 5 日（水）まで

第4 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査対象課等に対し【表2】に示す監査資料の提出を求め、提出された資料に基づき書面監査を実施した。

その後、監査の対象とした事務及び事業について、【表3】に示すとおり担当課から説明聴取を行った。

1 対象課等から提出のあった監査資料

【表2】

部名	課・室名等	歳入予算 執行状況	歳出予算 執行状況	予算補正・ 充用・流用 に関する事務	補助金に 関する事務
福祉環境部	保険課	○	○	○	－
	子ども福祉課	○	○	○	○
	子ども家庭支援課	○	○	○	－
	子育て支援センター	○	○	○	○
	健康増進課（地域医療対策室含む。）	○	○	○	○
	福祉総務課	○	○	○	○
	障がい者福祉課	○	○	○	○
	高齢者福祉課	○	○	○	○
	環境衛生課（カーボンニュートラル推進室含む。）	○	○	○	○
	久城が浜センター	○	○	○	－
	人権センター	○	○	○	－

2 説明を聴取した事務・事業等

【表3】

部名	課・室名等	歳入予算 執行状況	歳出予算 執行状況	予算補正・ 充用・流用 に関する事務	補助金に 関する事務
福祉環境部	保険課	－	－	－	－
	子ども福祉課	○	○	○	○
	子ども家庭支援課	－	－	－	－
	子育て支援センター	－	－	－	－
	健康増進課（地域医療対策室含む。）	○	○	○	○
	福祉総務課	○	○	○	○
	障がい者福祉課	○	○	○	○
	高齢者福祉課	○	○	○	○
	環境衛生課（カーボンニュートラル推進室含む。）	○	○	○	○
	久城が浜センター	－	－	－	－
	人権センター	－	－	－	－

第5 監査の要点（監査重点項目）

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

1 令和6年度一般会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

- （1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- （2）執行率の低い要因は何か。
- （3）調定の時期及び手続は適正か。
- （4）滞納状況の正確な把握、対策はとられているか。
- （5）予算流用、予備費充用の手続及び時期は適正か。

2 令和5年度一般会計補助事業に関する事務

- （1）公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- （2）補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- （3）補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。
- （4）補助金等の交付時期は妥当であるか。
- （5）補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
- （6）実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- （7）事業計画書どおりの精算が行われているか。

第6 監査の結果

令和6年度一般会計予算執行（4月～12月）に関する事務が適正に行われているか、また、令和5年度一般会計補助事業が関係法令及び益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号。以下「規則」という。）等に基づき適正かつ効果的に交付されているかに主眼をおき、監査対象とした福祉環境部11課から監査調書の提出を求め、書面監査を行った。

補助事業については、調書から抽出した20件の補助事業について関係書類の提出を求め、これを審査するとともに、担当職員から説明聴取を行った。

その結果、事務処理上の軽易な過誤等が見られたが、予算執行及び補助事業の手続は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後の事務執行にあたり、指摘事項を十分に踏まえ、必要な措置を講じ、改善されるとともに、関係法令、規則等を遵守し、適正な事務処理に万全を期されたい。

1 令和6年度一般会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

（1）監査対象歳入・歳出予算執行状況

監査の対象とした令和6年度一般会計歳入・歳出予算執行状況（4月1日から12月31日まで）は、次のとおりである。

なお、人件費は一部集計から除いている。

◆保険課

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B－C	収 入 率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
民生費国庫負担金	46,903,000	0	0	0	0.0	－
民生費国庫補助金	57,000	0	0	0	0.0	－
民生費委託金	8,253,000	4,326,000	4,326,000	0	52.4	100.0
民生費県負担金	331,638,000	165,077,814	0	165,077,814	0.0	0.0
衛生費県補助金	38,449,000	20,438,000	20,438,000	0	53.2	100.0
衛生費受託事業収入	11,792,000	0	0	0	0.0	－
雑入	30,847,000	26,398,278	898,168	25,500,110	2.9	3.4
合 計	467,939,000	216,240,092	25,662,168	190,577,924	5.5	11.9

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A－B	執行率 B/A
社会福祉総務費	1,531,089,000	1,484,783,378	1,412,634,448	46,305,622	97.0
国民年金事務費	748,000	385,646	357,646	362,354	51.6
成人保健事業費	5,412,000	3,981,688	3,981,688	1,430,312	73.6
子供医療費	172,576,000	103,650,726	103,650,726	68,925,274	60.1
合 計	1,709,825,000	1,592,801,438	1,520,624,508	117,023,562	93.2

◆子ども福祉課

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B－C	収 入 率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
民生費負担金	64,992,000	60,209,615	40,762,900	19,446,715	62.7	67.7
民生使用料	3,000	3,000	0	3,000	0.0	0.0
民生手数料	10,000	0	5,100	△ 5,100	51.0	－
民生費国庫負担金	1,678,977,000	1,285,044,295	1,275,264,295	9,780,000	76.0	99.2
民生費国庫補助金	174,421,000	88,491,000	58,418,000	30,073,000	33.5	66.0
民生費県負担金	590,916,000	584,306,450	457,305,019	127,001,431	77.4	78.3
民生費県補助金	181,615,000	90,673,000	49,836,000	40,837,000	27.4	55.0
民生費貸付金元利収入	1,500,000	0	0	0	0.0	－
雑入	30,509,000	26,626,188	18,363,218	8,262,970	60.2	69.0
民生債	42,500,000	0	0	0	0.0	－
合 計	2,765,443,000	2,135,353,548	1,899,954,532	235,399,016	68.7	89.0

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A－B	執行率 B/A
児童福祉総務費	729,591,000	547,994,334	530,019,592	181,596,666	75.1
保育所費	2,619,965,000	1,584,852,127	1,517,098,167	1,035,112,873	60.5
母子福祉費	214,147,000	129,751,759	129,420,259	84,395,241	60.6
児童福祉施設費	200,079,000	186,101,412	177,044,281	13,977,588	93.0
合 計	3,763,782,000	2,448,699,632	2,353,582,299	1,315,082,368	65.1

◆子ども家庭支援課

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B－C	収 入 率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
民生費国庫負担金	7,140,000	4,506,000	2,253,000	2,253,000	31.6	50.0
衛生費国庫負担金	1,305,000	0	0	0	0.0	－
民生費国庫補助金	18,738,000	15,938,000	15,938,000	0	85.1	100.0
衛生費国庫補助金	6,005,000	4,847,000	0	4,847,000	0.0	0.0
民生費県負担金	3,570,000	2,253,000	1,126,000	1,127,000	31.5	50.0
衛生費県負担金	652,000	0	0	0	0.0	－
民生費県補助金	4,702,000	4,702,000	4,702,000	0	100.0	100.0
衛生費県補助金	2,219,000	100,000	100,000	0	4.5	100.0
雑入	438,000	256,000	256,000	0	58.4	100.0
合 計	44,769,000	32,602,000	24,375,000	8,227,000	54.4	74.8

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A－B	執行率 B/A
児童福祉総務費	28,276,000	16,037,887	16,037,887	12,238,113	56.7
母子福祉費	14,367,000	3,681,930	3,681,930	10,685,070	25.6
母子保健事業費	75,294,000	39,350,551	38,883,579	35,943,449	52.3
予防費	157,053,000	56,530,894	56,530,894	100,522,106	36.0
合 計	274,990,000	115,601,262	115,134,290	159,388,738	42.0

◆子育て支援センター

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B－C	収 入 率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
民生使用料	0	1,500	1,500	0	－	100.0
合 計	0	1,500	1,500	0	－	100.0

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A－B	執行率 B/A
子育て支援センター事業費	7,574,000	5,567,491	5,216,792	2,006,509	73.5
合 計	7,574,000	5,567,491	5,216,792	2,006,509	73.5

◆健康増進課（地域医療対策室含む。）

〔 歳 入 〕

（単位：円・％）

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B－C	収 入 率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
衛生費負担金	17,675,000	13,825,801	13,825,801	0	78.2	100.0
衛生使用料	5,486,000	3,156,010	2,987,210	168,800	54.5	94.7
衛生手数料	9,000	0	0	0	0.0	－
衛生費国庫負担金	44,412,000	0	0	0	0.0	－
衛生費国庫補助金	194,000	0	0	0	0.0	－
衛生費県補助金	66,485,000	64,064,000	80,000	63,984,000	0.1	0.1
衛生費寄附金	806,000	806,000	806,000	0	100.0	100.0
衛生費受託事業収入	8,838,000	0	0	0	0.0	－
雑入	79,373,000	20,134,990	20,134,990	0	25.4	100.0
合 計	223,278,000	101,986,801	37,834,001	64,152,800	16.9	37.1

〔 歳 入 〕（繰越明許費）

（単位：円・％）

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B－C	収 入 率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
衛生費国庫負担金	2,620,332	2,620,332	2,620,332	0	100.0	100.0
衛生費国庫補助金	400,000	400,000	400,000	0	100.0	100.0
合 計	3,020,332	3,020,332	3,020,332	0	100.0	100.0

〔 歳 出 〕

（単位：円・％）

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A－B	執行率 B/A
保健衛生総務費	22,597,000	20,681,085	16,132,846	1,915,915	91.5
医療対策費	180,555,000	53,101,550	42,004,080	127,453,450	29.4
成人保健事業費	42,318,000	26,193,834	20,224,063	16,124,166	61.9
予防費	216,586,000	76,202,926	74,163,987	140,383,074	35.2
合 計	462,056,000	176,179,395	152,524,976	285,876,605	38.1

〔 歳 出 〕（繰越明許費）

（単位：円・％）

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A－B	執行率 B/A
予防費	3,020,332	916,829	916,829	2,103,503	30.4
合 計	3,020,332	916,829	916,829	2,103,503	30.4

◆福祉総務課

〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収 入 率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
民生費分担金	2,163,000	2,163,412	2,163,412	0	100.0	100.0
民生使用料	3,000	3,000	3,000	0	100.0	100.0
民生費国庫負担金	400,221,000	391,764,996	312,033,000	79,731,996	78.0	79.6
民生費国庫補助金	16,641,000	0	0	0	0.0	-
民生費県負担金	9,556,000	3,574,343	3,574,343	0	37.4	100.0
民生費県補助金	2,124,000	30,000	30,000	0	1.4	100.0
民生費貸付金元利収入	860,000	3,872,718	0	3,872,718	0.0	0.0
過年度収入	1,000	0	0	0	0.0	-
雑入	2,590,000	14,148,550	6,416,717	7,731,833	247.7	45.4
合 計	434,159,000	415,557,019	324,220,472	91,336,547	74.7	78.0

〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
社会福祉総務費	222,647,000	210,696,669	207,395,304	11,950,331	94.6
社会福祉施設費	3,892,000	3,891,368	0	632	100.0
生活保護総務費	69,051,000	35,795,628	27,552,982	33,255,372	51.8
扶助費	516,364,000	387,486,529	387,486,529	128,877,471	75.0
災害救助費	300,000	14,357	14,357	285,643	4.8
合 計	812,254,000	637,884,551	622,449,172	174,369,449	78.5

〔歳出〕(繰越明許費)

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
社会福祉総務費	219,576,955	171,218,305	171,218,305	48,358,650	78.0
合 計	219,576,955	171,218,305	171,218,305	48,358,650	78.0

◆障がい者福祉課

〔 歳 入 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B－C	収 入 率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
民生使用料	72,000	50,620	0	50,620	0.0	0.0
民生費国庫負担金	781,391,000	655,186,500	498,530,372	156,656,128	63.8	76.1
民生費国庫補助金	36,861,000	0	0	0	0.0	－
民生費委託金	257,000	253,309	0	253,309	0.0	0.0
民生費県負担金	370,549,000	313,312,250	156,656,125	156,656,125	42.3	50.0
民生費県補助金	70,063,000	53,036,000	35,266,000	17,770,000	50.3	66.5
雑入	27,448,000	12,680,484	11,730,098	950,386	42.7	92.5
民生債	4,300,000	0	0	0	0.0	－
合 計	1,290,941,000	1,034,519,163	702,182,595	332,336,568	54.4	67.9

〔 歳 出 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A－B	執行率 B/A
障がい者福祉費	1,740,551,000	1,152,652,551	1,128,970,111	587,898,449	66.2
福祉医療費	138,319,000	85,305,724	85,272,724	53,013,276	61.7
合 計	1,878,870,000	1,237,958,275	1,214,242,835	640,911,725	65.9

◆高齢者福祉課

〔 歳 入 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B－C	収 入 率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
民生費負担金	71,378,000	46,949,843	44,781,904	2,167,939	62.7	95.4
民生使用料	7,000	7,500	7,500	0	107.1	100.0
民生費国庫負担金	41,718,000	31,133,950	20,754,000	10,379,950	49.7	66.7
民生費県負担金	20,858,000	15,566,975	10,377,000	5,189,975	49.8	66.7
民生費県補助金	1,781,000	0	0	0	0.0	－
民生費寄附金	1,500,000	175,000	165,000	10,000	11.0	94.3
高齢者保健福祉基金繰入金	847,000	0	0	0	0.0	－
民生費受託事業収入	5,694,000	3,628,530	3,628,530	0	63.7	100.0
雑入	199,000	540	540	0	0.3	100.0
民生債	137,200,000	0	0	0	0.0	－
合 計	281,182,000	97,462,338	79,714,474	17,747,864	28.3	81.8

〔 歳 出 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A－B	執行率 B/A
社会福祉施設費	1,500,000	155,000	155,000	1,345,000	10.3
老人福祉費	206,614,000	148,895,216	145,890,466	57,718,784	72.1
介護保険費	1,069,168,000	499,000,000	499,000,000	570,168,000	46.7
社会福祉施設費	393,122,000	306,799,582	228,292,882	86,322,418	78.0
合 計	1,670,404,000	954,849,798	873,338,348	715,554,202	57.2

◆環境衛生課（カーボンニュートラル推進室含む。）

〔 歳 入 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B－C	収 入 率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
衛生使用料	20,000	19,500	19,500	0	97.5	100.0
衛生手数料	99,920,000	67,405,622	64,847,241	2,558,381	64.9	96.2
衛生費県補助金	5,080,000	4,200,000	0	4,200,000	0.0	0.0
財産貸付収入	332,000	0	0	0	0.0	－
物品売払収入	1,000	1,584,000	1,584,000	0	158,400.0	100.0
生産物売払収入	285,000	228,751	216,449	12,302	75.9	94.6
雑入	6,319,000	2,312,823	2,123,997	188,826	33.6	91.8
合 計	111,957,000	75,750,696	68,791,187	6,959,509	61.4	90.8

〔 歳 入 〕（繰越明許費）

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B－C	収 入 率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
衛生債	9,700,000	0	0	0	0.0	－
合 計	9,700,000	0	0	0	0.0	－

〔 歳 出 〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A－B	執行率 B/A
環境衛生費	16,552,000	13,003,779	9,272,900	3,548,221	78.6
斎場費	33,568,000	33,395,637	23,362,462	172,363	99.5
公害対策費	4,020,000	1,399,564	71,608	2,620,436	34.8
清掃総務費	137,000	0	0	137,000	0.0
塵芥処理費	947,843,000	858,135,254	666,091,553	89,707,746	90.5
し尿処理費	7,790,000	6,826,058	4,671,058	963,942	87.6
上水道施設費	168,016,000	85,374,746	84,377,746	82,641,254	50.8
合 計	1,177,926,000	998,135,038	787,847,327	179,790,962	84.7

〔 歳 出 〕（繰越明許費）

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A－B	執行率 B/A
環境衛生費	5,456,000	5,456,000	5,456,000	0	100.0
塵芥処理費	10,341,540	10,341,540	10,341,540	0	100.0
上水道施設費	108,052,240	104,713,782	104,713,782	3,338,458	96.9
合 計	123,849,780	120,511,322	120,511,322	3,338,458	97.3

◆久城が浜センター

〔歳入〕

(単位: 円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収 入 率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
衛生使用料	6,000	6,020	6,020	0	100.3	100.0
衛生費受託事業収入	13,727,000	13,108,000	9,832,000	3,276,000	71.6	75.0
合 計	13,733,000	13,114,020	9,838,020	3,276,000	71.6	75.0

〔歳出〕

(単位: 円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
久城が浜センター事業費	89,775,000	56,800,750	51,962,800	32,974,250	63.3
合 計	89,775,000	56,800,750	51,962,800	32,974,250	63.3

◆人権センター

〔歳入〕

(単位: 円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収 入 率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
教育使用料	1,000	1,500	1,500	0	150.0	100.0
総務費県補助金	12,000	0	0	0	0.0	-
民生費県補助金	6,537,000	0	0	0	0.0	-
民生費委託金	393,000	394,000	394,000	0	100.3	100.0
雑入	321,000	224,205	200,205	24,000	62.4	89.3
合 計	7,264,000	619,705	595,705	24,000	8.2	96.1

〔歳出〕

(単位: 円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率 B/A
諸費	4,322,000	3,288,635	3,288,635	1,033,365	76.1
人権センター管理費	7,285,000	5,465,633	4,019,893	1,819,367	75.0
人権センター事業費	13,385,000	10,822,918	10,822,918	2,562,082	80.9
人権・同和教育費	1,180,000	705,490	689,170	474,510	59.8
合 計	26,172,000	20,282,676	18,820,616	5,889,324	77.5

(2) 監査重点項目の状況

ア 各課等が所管する事業について、歳入・歳出予算執行状況監査資料、歳入・歳出予算執行状況表等関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、課別の事業数及び職員からの説明聴取を行った事業数は【表４】のとおりである。

イ 予算補正、予算流用、予備費充用について調書を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、予備費からの充用は該当がなかった。

【表４】説明聴取事業数内訳

部名	課・室名等	歳 入				歳 出			
		事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数	事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数
福祉環境部	保険課	17	0	0	0	9	0	0	0
	子ども福祉課	32	0	6	0	32	0	16	0
	子ども家庭支援課	11	0	0	0	24	0	0	0
	子育て支援センター	1	0	0	0	2	0	0	0
	健康増進課（地域医療対策室含む。）	30	2	8	0	27	1	8	1
	福祉総務課	18	0	2	0	26	3	9	3
	障がい者福祉課	29	0	4	0	26	0	9	0
	高齢者福祉課	20	0	3	0	14	0	5	0
	環境衛生課（カーボンニュートラル推進室含む。）	21	1	6	0	33	4	8	0
	久城が浜センター	2	0	0	0	1	0	0	0
	人権センター	9	0	0	0	12	0	0	0
合 計		190	3	29	0	206	8	55	4

— 参考 —

地方自治法

(地方公共団体の法人格とその事務)

第二条

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

地方自治法施行令

(予算の執行及び事故繰越し)

第百五十条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

- 一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
 - 二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。
 - 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。
- 2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。
- 3 第百四十六条の規定は、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

地方財政法

(予算の執行等)

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

- 2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

2 令和5年度一般会計補助事業に関する事務

(1) 監査対象補助事業

監査の対象とした令和5年度一般会計補助事業及び説明聴取を行った事業は【表5】のとおりである。

【表5】令和5年度一般会計補助事業及び説明聴取事業

部名	課・室名等	補助金名称	説明 聴取	R5年度 補助金見直し	検証結果
福祉環境部	子ども福祉課	1 益田市婚活応援事業補助金		対象	継続
		2 益田市青少年育成市民会議補助金		対象	継続
		3 障がい児・発達促進保育事業費補助金	○	対象	継続
		4 放課後児童の預かり事業費補助金		対象外	
		5 益田市子育て講座・地域交流活動事業費補助金		対象外	
		6 益田市乳幼児との関わり体験活動事業補助金		対象外	
		7 益田市産後子育て家庭交流活動事業補助金		対象外	
		8 一時的保育事業費補助金		対象	継続
		9 延長保育事業費補助金	○	対象	継続
		10 小規模民間保育所運営対策事業費補助金	○	対象	継続
		11 認可外保育施設衛生・安全対策事業費補助金		対象	継続
		12 保育所防災対策事業費補助金		対象	継続
		13 保育補助者雇上強化事業費補助金	○	対象	継続
		14 小規模多機能・放課後児童支援事業補助金	○	対象外	
		15 益田市私立幼稚園連合会補助金		対象	継続
		16 島根県保育研究大会事業補助金		対象外	
		17 益田市保育研究会補助事業補助金		対象	継続
		18 園舎建築利子補給補助金		設定なし	
		19 益田市副食費補助金		対象外	
		20 益田市母子会連合会補助金		対象	継続
		21 益田市放課後児童クラブ支援員等処遇改善事業補助金	○	対象外	
	子育て支援センター	1 益田市子育て自主サークル活動費補助金		設定なし	
	健康増進課 (地域医療対策室含む。)	1 益田市健康づくり市民運動推進事業活動補助金	○	対象	継続
		2 益田市病院群輪番制病院運営事業助成金		対象外	
		3 益田市産科医等確保支援事業補助金		設定なし	
		4 益田市周産期医療維持・継続支援補助金		設定なし	
		5 益田市公的病院等支援補助金	○	設定なし	
		6 益田市訪問看護ステーション支援事業補助金	○	対象外	
		7 益田市匹見地域歯科医療体制維持・継続支援助成金		対象外	
		8 益田の医療を守る市民の会事業費補助金		対象	継続
		9 高度医療機器等整備事業費補助金	○	対象外	
		10 益田市骨髄移植ドナー支援事業奨励金		対象外	
		11 益田市ウイルス性肝疾患医療費助成金		対象外	
		12 益田市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金	○	対象外	

部名	課・室名等		補助金名称	説明 聴取	R5年度 補助金見直し	検証結果
福祉環境部	福祉総務課	1	益田市民生委員児童委員協議会補助金	○	設定なし	
		2	益田市社会福祉協議会補助金	○	設定なし	
		3	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		対象外	
		4	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		対象外	
	障がい者福祉課	1	社会参加促進事業費補助金		対象	継続
		2	自発的活動支援事業補助金		設定なし	
		3	益田市障がい者福祉施設等整備費補助金	○	設定なし	
		4	益田市障がい者雇用奨励補助金	○	対象	継続
		5	益田市障がい者福祉団体補助金		設定なし	
	高齢者福祉課	1	シルバー人材センター事業費補助金	○	設定なし	
		2	老人クラブ連合会活動費補助金	○	対象	継続
		3	益田市高齢者補聴器購入費助成金		対象外	
	環境衛生課 (カーボン ニュートラル推 進室含む。)	1	環境美化運動等促進補助金		対象外	
		2	益田市地球温暖化対策地域協議会補助金	○	対象外	
		3	益田市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金	○	設定なし	
		4	笹倉地区環境美化事業補助金		設定なし	
		5	下波田地区環境美化事業補助金		設定なし	
		6	簡易給水施設整備事業補助金	○	設定なし	
事業数				20	17	17

(2) 監査重点項目の状況

監査の対象とした補助事業について、各補助金等交付要綱及び規則に基づき関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、交付団体の一部において、翌年度繰越額が補助金交付額を超えるものがあった。

— 参考 —

地方自治法

(寄附又は補助)

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

補助金の定義

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 が、地方公共団体が補助金を交付する法的根拠となっている。一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要であると認めた場合に反対給付を求めずに支出するものである。

また、公益上必要がある場合の認定は、行政実例（昭和 28 年 6 月 29 日自行行発第 186 号）で「公益上必要であるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」とある。

補助金の交付手続

地方公共団体が補助金を交付するに当たっては、条例で定める旨の規定がないため、一般的には規則、要綱、規程等を制定し手続を明確にすることが求められている。

本市では益田市補助金等交付規則（平成 9 年益田市規則第 9 号）により補助金等の交付に関する基本的事項を定め、同規則第 20 条で「この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。」と規定し、要綱等において個別の様式等を定めることとしている。

補助金等の適正化

「益田市補助金等の見直しに関する指針」（平成 26 年 12 月）に基づき、行政評価委員会による評価を受けて行われていた補助金の継続の可否判断については令和 3 年度で終了している。令和 4 年度以降は、要綱の失効期限に合わせ、各課において補助事業等の効果を検証し、継続可否の判断を行うこととなっている。

第7 監査の結果に基づく監査意見

監査の対象とした令和6年度一般会計予算執行及び令和5年度一般会計補助事業の事務手続は、おおむね適正に処理されていると認められた。今回の定期監査対象課以外においても事務手続を再度確認し、全庁的に適正な財務事務の執行に努められることを期待する。

なお、細部にわたる事項及び事務処理上の軽微な過誤等については、説明聴取の際にその都度指摘し、改善等を行うよう指導したため、記述は省略とした。

1 令和6年度一般会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

（1）予算執行状況について

第3四半期終了時点（12月末）の実績において、執行率が低いものは実績に基づき年度末に処理する事業が多く、こうした事例は毎年のように見受けられる。年度末に事務処理時期が集中することによる弊害も十分考慮し、過誤が発生しないよう厳正な事務処理に努められたい。

（2）例月現金出納検査における指摘事項について

支払遅延については例月現金出納検査で指摘し、決算審査意見書においても毎年意見してきており、減少傾向となってきたがいまだに見受けられる。また、同じく令和5年度決算審査において意見した立替払も見受けられた。指摘対象課以外においても関係法令を遵守し、各職場で事務の進捗をチェックする体制を整え、迅速、厳正な会計処理を徹底していただくことを要望する。

2 令和5年度一般会計補助事業に関する事務

今年度も、補助金に関する事務を重点項目として監査を実施した。

（1）補助要綱等の整備について

補助金の交付要綱の整備については、決算審査において繰り返し指摘してきたところであり、調書から抽出した20件の補助事業については要綱が整備されていることを確認した。一方で、一部の事業においては規則第3条の2に規定する終期の設定がされてない要綱が見受けられた。

「益田市補助金等の見直しに関する指針」（平成26年12月）に沿い、補助金等に求められる事業の成果の検証を行うとともに、補助事業等の妥当性、有効性、公平性及び透明性を確保するためにも公益性の原点に立ち、事業の目的や内容を見直す機会とし、終期を設定されたい。

併せて、終期の設定にあたっては、「見直し指針策定の主旨」を確認し、各部課において「補助金等の見直しフロー」に沿って補助金の効果を検証し、継続可否の検討、見直しを行うよう努められたい。

（2）関係書類の整備について

各補助金等交付要綱及び規則にのっとり関係書類を監査したところ、一部において定められた様式を使用、作成されていないもの、書類の一部が揃っていないものが散見された。また、一部で書類の不備も見受けられた。

規則第12条において、補助金等の額の確定について規定されている。この規定に基づき、関係書類の提出を求め、内容を審査し、交付目的に沿って事業が実施され

ているか、交付対象外経費が含まれてないか調査を行い、補助金等の額を確定するよう望むものである。

該当年度の監査対象部局だけでなく、全庁的に公金の支出の重要性を認識するとともに、補助金の目的外使用を防ぐため、各補助金等交付要綱及び規則を十分確認し、複数体制によるチェックに努めていただき、厳正な事務処理の徹底が図られることを期待する。

令和 6 年度 益田市定期監査報告書

令和 7 年 3 月発行

益田市監査委員

〒698 - 8650

島根県益田市常盤町 1 番 1 号 益田市役所

益田市監査委員事務局

TEL 0856 - 31 - 0471

FAX 0856 - 31 - 0536

メールアドレス kansa@city.masuda.lg.jp